

仕 様 書

1 品 名 コピー用紙（単価契約）

2 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 予 定 数 量 A3 97 箱（500枚×3包）
A4 2,538 箱（500枚×5包）

4 納 品 場 所 別紙1のとおり

5 納 入 方 法 発注書に基づき、指定する納入場所へ納入期限内に納品すること。

6 環境への配慮

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）第6条の規定に基づき作成された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に基づく総合評価値（別紙2参照）が**80**以上の物とする。
- (2) バージンパルプが使用される場合にあってはその原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- (3) 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
- (4) 用紙は中性紙であること。

7 加工方法

- (1) 裁 断 ロータリーカット方式による。
- (2) 梱 包 耐透湿性の包装紙で梱包の上、ダンボール梱包とする。
- (3) 板目方向 縦目とする。
- (4) 加工寸法 JIS規格（JIS-P0138）に規定されているA3判及びA4判とする。

8 その他

本仕様書に記載のない事項については、各発注者と協議の上納入を進めること。

別紙1 コピー用紙納品場所

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

住所	建物名	階数	場所
茨城県つくば市大わし1-1	国際研究本館	1階	コピー室
		2階	コピー室、総務部長室
	共同研究棟	5階	総務部連絡室
		6階	コピー室

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

研究所部門名等	住所
本部 指定場所	茨城県つくば市観音台3-1-1
	茨城県つくば市観音台2-1-9 筑波産学連携支援センター本館3階
	茨城県つくば市観音台2-1-12 機構共用棟
本部技術支援部中央技術支援センター(谷和原圃場) 指定場所	茨城県つくばみらい市日川1361
	茨城県つくばみらい市田村1849
基盤技術研究本部 指定場所	茨城県つくば市観音台3-1-1
	茨城県つくば市観音台3-1-3
	茨城県つくば市観音台2-1-2
	茨城県つくば市観音台2-1-9 筑波産学連携支援センター電農館2階
	茨城県つくば市観音台2-1-12
食品研究部門 指定場所	茨城県つくば市観音台2-1-12
畜産研究部門 指定場所	茨城県つくば市池の台2
動物衛生研究部門 指定場所	茨城県つくば市観音台3-1-5
中日本農業研究センター 指定場所	茨城県つくば市観音台2-1-18
	茨城県つくば市観音台3-1-1
農業機械研究部門 指定場所	茨城県つくば市観音台1-31-1
	茨城県つくば市観音台2-1-18
作物研究部門 指定場所	茨城県つくば市観音台2-1-2
	茨城県つくば市観音台2-1-18
	茨城県つくば市観音台3-1-3
果樹茶業研究部門 指定場所	茨城県つくば市藤本2-1
野菜花き研究部門 指定場所	茨城県つくば市観音台3-1-1
	茨城県つくば市藤本2-1
生物機能利用研究部門 指定場所	茨城県つくば市大わし1-2
	茨城県つくば市観音台2-1-2
農業環境研究部門 指定場所	茨城県つくば市観音台3-1-3
農村工学研究部門 指定場所	茨城県つくば市観音台2-1-6
	茨城県つくば市観音台2-1-9 筑波産学連携支援センター本館3階
植物防疫研究部門 指定場所	茨城県つくば市観音台2-1-18
	茨城県つくば市観音台3-1-3
	茨城県つくば市藤本2-1
種苗管理センター 指定場所	茨城県つくば市藤本2-2

別紙 2

環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定) (抜粋)

$$Y = (y1 + y2 + y3) + y4 + y5$$

$$y1 = x1 - 20 \quad (70 \leq x1 \leq 100)$$

$$y2 = x2 + x3 \quad (0 \leq x2 + x3 \leq 30)$$

$$y3 = 0.5 \times x4 \quad (0 \leq x4 \leq 30)$$

$$y4 = -x5 + 75 \quad (60 \leq x5 \leq 75, \quad x5 < 60 \rightarrow x5=60, \quad x5 > 75 \rightarrow x5=75)$$

$$y5 = -2.5x6 + 170 \quad (62 \leq x6 \leq 68, \quad x6 < 62 \rightarrow x6=62, \quad x6 > 68 \rightarrow x6=68)$$

Y 及び y1, y2, y3, y4, y5, x1, x2, x3, x4, x5, x6 は次の数値を表す。

Y (総合評価値) : y1, y2, y3, y4, y5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x3 : 間伐材等パルプ利用割合 (%)

$$x3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x1)$$

x5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加算対象とならない。

x6 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の $\pm 5\%$ の範囲内については許容する。